

○東久留米市自転車等の放置防止に関する条例

昭和63年3月31日条例第9号

改正

平成元年3月31日条例第20号

平成3年12月26日条例第30号

平成5年12月28日条例第24号

平成6年12月27日条例第17号

平成7年12月22日条例第46号

平成9年6月23日条例第12号

平成10年9月25日条例第30号

平成16年12月27日条例第19号

東久留米市自転車等の放置防止に関する条例

目次

第1章 総則（第1条～第8条）

第2章 自転車等の放置禁止（第9条～第15条）

第3章 自転車等駐車場の利用等（第16条～第21条）

第4章 自転車等駐車場の付置義務（第22条～第34条）

第5章 民営自転車等駐車場の助成（第35条）

第6章 自転車等放置防止対策審議会の設置（第36条）

第7章 雑則（第37条～第39条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、駅周辺道路等の公共の場所における自転車等の放置を防止することにより、通行の障害を除去するとともに、災害時の緊急活動及び避難行動の場を確保し、もって東久留米市における安全で住みよい生活環境の維持向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車を

いう。

(2) 自転車等 自転車及び原動機付自転車をいう。

(3) 道路等 道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路その他現に公共の目的に使用されている場所をいう。

(4) 放置 自転車等の利用者が道路等に自転車等を置き、かつ、自転車等から離れて、これを直ちに移動させることができない状態をいう。

(5) 撤去 市が放置自転車等を他の場所に移送することをいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、自転車等の適正な利用を推進し、市民の良好な生活環境を確保するため、自転車等駐車場の設置、道路等における自転車等の放置防止その他の施策の実施に努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、自転車等の適正な利用に努めるとともに、市長が実施する施策に協力しなければならない。

(自転車等の利用者等の責務)

第5条 自転車等の利用者又は所有者(以下「利用者等」という。)は、道路等に自転車等を放置することのないように努めるとともに、市長が実施する施策に協力しなければならない。

2 自転車の利用者等は、その利用する自転車に住所及び氏名を明記するとともに、防犯登録を受けなければならない。

(鉄道事業者等の責務)

第6条 鉄道事業者及び路線バス事業者は、その利用者の利便に供するため、自転車等駐車場の設置に努めるとともに、市長が実施する施策に積極的に協力しなければならない。

(施設の設置者又は管理者の責務)

第7条 公共施設、スーパーマーケット、金融機関、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者又は管理者は、当該施設の利用者の利便に供するため、自転車等駐車場の設置に努めるとともに、市長が実施する施策に協力しなければならない。

(自転車の小売業者の責務)

第8条 自転車の小売を業とする者は、自転車の購入者に対し、当該自転車に利用者等の住所及び氏名を明記すること並びに防犯登録を受けることの勧奨に努めるとともに、市長が実施する施策に協力しなければならない。

第2章 自転車等の放置禁止

(放置禁止区域の指定)

第9条 市長は、市民の良好な生活環境を確保するために必要があると認めたときは、自転車等の放置状況及び自転車等駐車場の整備状況を勘案し、放置禁止区域を指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定により放置禁止区域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。
- 3 放置禁止区域を変更し、又は指定の解除をする場合には、前項の規定を準用する。

(自転車等の放置禁止)

第10条 自転車等の利用者等は、放置禁止区域内に自転車等を放置してはならない。

(放置禁止区域内の放置自転車等に対する措置)

第11条 市長は、放置禁止区域内に自転車等が放置されているときは、当該自転車等を撤去することができる。

(放置禁止区域外の放置自転車等に対する措置)

第12条 市長は、放置禁止区域外に自転車等が放置され、通行の障害となつていると認めたときは、当該自転車等の利用者等に対し、放置することのないよう指導するものとする。

- 2 市長は、前項の措置を講じてもなお自転車等が放置されているときは、撤去する旨警告した後、放置自転車等を撤去することができる。
- 3 市長は、市民及び通行者に著しく急迫の危険を及ぼしている箇所に限り、前2項の規定にかかわらず、放置自転車等を直ちに撤去することができる。

(撤去した自転車等に対する措置)

第13条 市長は、第11条又は前条第2項若しくは第3項の規定により自転車等を撤去したときは、撤去した旨を表示するとともに、当該自転車等を保管しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、自転車等の利用者等の確認に努め、確認ができた自転車等についてはその利用者等に対し速やかに引き取るよう通知するものとし、確認ができない自転車等については規則で定める事項を告示しなければならない。

(費用の徴収)

第14条 市長は、第11条又は第12条第2項若しくは第3項の規定により自転車等を撤去したときは、撤去に要した費用として、別表第1に定める額を当該自転車等を引き取りにきた利用者等から徴収することができる。

(引取りのない自転車等の処分)

第15条 市長は、第13条第2項による通知後も引取りのない自転車等及び告示後も利用者等が判明

しない自転車等については、自転車等の形状等個々の態様を勘案し、廃棄等の処分をすることができる。

- 2 第13条及び前項の規定にかかわらず、市長は撤去した自転車等が、明らかに自転車等としての機能を喪失していると認められるときは、直ちに当該自転車等を廃棄することができる。

第3章 自転車等駐車場の利用等

(利用区分)

第16条 市が設置し、又は管理する自転車等駐車場のうち市長が特に必要があると認めて指定した自転車等駐車場は、登録制及び一時利用による承認制とする。

- 2 前項に規定する自転車等駐車場を利用しようとする者は、利用登録又は一時利用による承認を受けなければならない。
- 3 前項の利用登録及び一時利用による承認を受けることのできる者の範囲、有効期間その他必要な事項は、規則で定める。

(使用料等)

第17条 前条第2項の規定により利用登録を受けた者は、年間使用料として別表第2に定める額を、一時利用による承認を受けた者は、使用料として別表第3に定める額を納付しなければならない。

- 2 市長は、特に必要があると認めたときは、年間使用料及び一時利用による使用料について減額し、又は免除することができる。
- 3 既納の年間使用料及び一時利用による使用料は返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を返還することができる。

(利用登録等の取消し)

第18条 市長は、第16条第2項の利用登録又は一時利用による承認を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、その利用を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により利用の承認を受けたとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長の指示に従わないとき。

(自転車等駐車場の不適正利用に対する措置)

第19条 市長は、指定した自転車等駐車場に次の各号の一に該当する自転車等があるときは、これを撤去することができる。

- (1) 利用登録又は一時利用による承認を受けていない自転車等
- (2) 利用できる有効期間を経過した自転車等

(3) 利用登録又は一時利用による承認を取り消された自転車等

2 市長は、自転車等駐車場（指定した自転車等駐車場を除く。）に相当の期間継続して置かれている自転車等があるときは、当該自転車等の利用者等に対し移動するよう警告した後、これを撤去することができる。

3 前2項により撤去した場合には、第13条から第15条までの規定を準用する。

(自転車等駐車場の利用の制限及び休止)

第20条 市長は、自転車等駐車場の効果的な利用を図るため必要があると認めるときは、原動機付自転車について自転車等駐車場の利用を制限することができる。

2 市長は、自転車等駐車場の整備その他特に必要があると認めるときは、自転車等駐車場の利用を休止することができる。

(損害賠償の義務)

第21条 自転車等駐車場の施設をき損した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

第4章 自転車等駐車場の付置義務

(区域の指定)

第22条 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第5条第4項の規定に基づく条例で定める区域（以下「指定区域」という。）は、東久留米市内における都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する商業地域及び近隣商業地域とする。

(施設を新築する場合の自転車等駐車場の設置)

第23条 指定区域内において、次の表中ア欄の用途に供する施設で同表中イ欄の規模のものを新築しようとする者は、同表中ウ欄により算定した規模の自転車等駐車場を当該施設若しくはその敷地内又は当該施設の敷地に到達するために歩行する距離がおおむね50m以内である場所に設置しなければならない。

ア 施設の用途	イ 施設の規模	ウ 自転車等駐車場の規模
スーパーマーケット等	店舗面積が400㎡を超えるもの	新築に係る店舗面積20㎡ごとに1台（1台に満たない端数は切り捨てる。）
銀行等金融機関	店舗面積が500㎡を超えるもの	新築に係る店舗面積25㎡ごとに1台（1台に満

	るもの	たない端数は切り捨てる。)
遊技場	店舗面積が300㎡を超え るもの	新築に係る店舗面積15㎡ごとに1台（1台に満 たない端数は切り捨てる。)

2 前項の表中店舗面積の算定方法は、規則で定める。

(混合用途施設に係る自転車等駐車場の規模)

第24条 前条第1項の表中ア欄の2以上の用途に供する施設（以下「混合用途施設」という。）の新築については、当該用途ごとに同表中ウ欄により算定した自転車等駐車場の規模の合計が20台以上である場合に、その合計した自転車等駐車場の規模を同欄により算定した自転車等駐車場の規模とみなして、同条の規定を適用する。

(大規模施設に係る自転車等駐車場の規模)

第25条 店舗面積が5,000㎡を超える施設（混合用途施設を除く。）を新築する場合には、第23条の規定にかかわらず、店舗面積が5,000㎡までの部分について同条第1項の表中ウ欄により算定した自転車等駐車場の規模に、店舗面積が5,000㎡を超える部分について同表中ウ欄により算定した自転車等駐車場の規模に2分の1を乗じて得た規模を加えた規模をもつて、同欄により算定した自転車等駐車場の規模とする。

2 混合用途施設で各用途の店舗面積の合計（以下本項において「合計面積」という。）が5,000㎡を超えるものの新築をする場合には、前条の規定にかかわらず、合計面積が5,000㎡までの部分における各用途の店舗面積が5,000㎡に占める割合と、合計面積が5,000㎡を超える部分における当該割合とを等しくし、合計面積を前項の店舗面積とみなして同項の算定方法を用いて算定した規模をもつて、前条の自転車等駐車場の規模とする。

(施設を増築する場合の自転車等駐車場の規模)

第26条 次の各号に掲げる施設を増築をしようとする者は、当該増築後の施設（当該施設のうち当該施設の敷地について指定区域が定められる前に建築された部分（第30条の規定に該当するものを含む。）を除く。）をすべて新築したものとみなして第23条から前条までの規定により算定した自転車等駐車場の規模から、現にこの条例により設置されている自転車等駐車場の規模を控除した規模の自転車等駐車場を設置しなければならない。

(1) 第23条第1項の表中ア欄の用途に供する施設についての同表中イ欄の規模となる増築又は当該施設で当該規模のものについての増築

(2) 混合用途施設となる増築又は混合用途施設についての増築で、当該増築後の施設をすべて

新築したとみなして用途ごとに第23条第1項の表中ウ欄により算定して自転車等駐車場の規模の合計が20台以上である場合に係るもの

(敷地が指定区域の内外にわたる施設等に係る自転車等駐車場の設置)

第27条 施設の敷地が指定区域の内外にわたるときは、当該施設の全部について第23条から前条までの規定を適用する。この場合において、施設が指定区域の内外にわたるときは、当該施設のうち指定区域内に存する部分にかぎり、自転車等駐車場の規模を算定する。

(自転車等駐車場の構造及び設備)

第28条 第23条から第26条までの規定により設置される自転車等駐車場の構造及び設備は、利用者の安全が確保され、かつ、自転車等が有効に駐車できるものでなければならない。

(自転車等駐車場の設置の届出)

第29条 第23条から第26条までの規定により自転車等駐車場を設置しようとする者は、あらかじめ市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合も同様とする。

(適用の除外)

第30条 この条例の施行後新たに指定区域となつた区域内において、指定区域となつた日から起算して6箇月以内に施設の新築又は増築の工事に着手した者については、第23条から第26条までの規定は適用しない。

(自転車等駐車場の管理)

第31条 第23条から第26条までの規定により設置された自転車等駐車場の所有者又は管理者は、当該自転車等駐車場をその目的に適合するように管理しなければならない。

(報告及び立入検査)

第32条 市長は、この条例を施行するため必要な限度において、施設又は自転車等駐車場の所有者又は管理者から報告又は資料の提出を求めることができる。

2 市長は、この条例を施行するため必要な限度において、その職員に施設又は自転車等駐車場に立ち入り、検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(措置命令)

第33条 市長は、第23条から第26条まで、第28条又は第31条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて自転車等駐車場の設置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(公表)

第34条 市長は、次の各号の一に該当するときは、その旨を公表しなければならない。

- (1) 第32条第1項の報告又は資料の提出を求めた場合において、施設又は自転車等駐車場の所有者又は管理者がその求めに応ぜず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (2) 第32条第2項の立入検査をしようとした場合において、関係人が立入検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 前条の措置を命じた場合において、命ぜられた者がその命令に従わないとき。

第5章 民営自転車等駐車場の助成

(助成)

第35条 市長は、予算の範囲内において、一般の利用に供する民営自転車等駐車場の育成を図るため、建設費の一部を助成することができる。

第6章 自転車等放置防止対策審議会の設置

(審議会の設置)

第36条 自転車等の放置防止対策を総合的に推進するため、市長の諮問機関として東久留米市自転車等放置防止対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 前項に規定する審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第7章 雑則

(関係機関との協議)

第37条 市長は、この条例に規定する施策を実施するために必要があるときは、関係機関と協議するとともに、その協議を要請することができる。

(東久留米市行政手続条例の適用除外)

第38条 この条例における第2章及び第3章の規定による処分については、東久留米市行政手続条例（平成8年東久留米市条例第19号）第2章及び第3章の規定は、適用しない。

(委任)

第39条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、第13条から第15条まで及び第4章の規定は、昭和63年10月1日から施行する。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、第16条第1項に規定する自転車駐車場の使用開始の日は、市長が別に定める。

付 則（平成元年 3 月 31 日 条例第 20 号）

この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 3 年 12 月 26 日 条例第 30 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 17 条の改正規定及び別表第 3 の改正額は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際別表第 2 の登録手数料は、平成 4 年度分の登録から適用し、平成 3 年度分の登録については、なお従前の例による。

付 則（平成 5 年 12 月 28 日 条例第 24 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第 2 の規定は、平成 6 年度分の登録から適用し、平成 5 年度分の登録については、なお従前の例による。

付 則（平成 6 年 12 月 27 日 条例第 17 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 7 年 12 月 22 日 条例第 46 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 3 の改正規定は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 2 の規定は、平成 8 年 4 月 1 日以後の利用に係る自転車等駐車場の利用登録を受けた者から適用し、平成 8 年 3 月 31 日までの利用に係る自転車等駐車場の利用登録を受けた者については、なお従前の例による。

付 則（平成 9 年 6 月 23 日 条例第 12 号）

この条例は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。

付 則（平成 10 年 9 月 25 日 条例第 30 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第 2 の規定は、平成 11 年 4 月 1 日以後の利用に係る自転車等駐車場の利用登録を受けた者から適用し、平成 11 年 3 月 31 日までの利用に係る自転車等駐車場の利用登録を受けた者については、なお従前の例による。

付 則（平成 16 年 12 月 27 日 条例第 19 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第 2 の規定は、平成 17 年 4 月 1 日以後の利用に係る自転車等駐車場の利用登録を受けた者から適用し、平成 17 年 3 月 31 日までの利用に係る自転車等駐車場の利用登録を受けた者

については、なお従前の例による。

別表第1（第14条関係）

自転車等の区分	撤去料	
自転車	1台につき	1,000円
原動機付自転車	1台につき	2,000円

別表第2（第17条関係）

自転車等の区分	年間使用料	
自転車	1台につき	20,400円
自転車（屋根付）	1台につき	24,000円
原動機付自転車	1台につき	25,200円
原動機付自転車（屋根付）	1台につき	30,000円

別表第3（第17条関係）

自転車等の区分	一時利用による使用料	備考	
自転車	(1) 1台につき	学生等とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校等に通学する者をいう。	
	一般		100円
	学生等		50円
	(2) 回数券（11枚綴）		
	一般		1,000円
	学生等		500円
原動機付自転車	(3) 大口利用券		
	1口	200枚	
		10,000円	
原動機付自転車	(1) 1台につき		
	一般	200円	
	学生等	100円	

	(2) 回数券 (11枚綴)	
	一般	2,000円
	学生等	1,000円
	(3) 大口利用券	
	1口	50枚
		5,000円

改正

平成4年9月9日規則第16号

平成4年9月22日規則第22号

平成5年12月28日規則第29号

平成6年12月27日規則第28号

平成8年3月28日規則第13号

平成15年5月6日規則第38号

平成17年8月3日規則第28号

平成24年3月30日規則第17号

東久留米市自転車等の放置防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東久留米市自転車等の放置防止に関する条例（昭和63年東久留米市条例第9号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(放置禁止区域の指定)

第2条 市長は、条例第9条第1項の規定により放置禁止区域を指定したときは、自転車等放置禁止区域立て看板（第1号様式）又は自転車等放置禁止区域標識（第1号様式の2）を当該区域内に設置するものとする。

2 条例第9条第2項の告示は、次に掲げる事項を明示して行う。

- (1) 放置禁止区域の指定年月日
- (2) 放置禁止区域の指定範囲
- (3) 放置禁止区域の図面
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事項

3 前項の規定は、条例第9条第3項の規定により放置禁止区域を変更し、又は指定の解除をする場合に準用する。

(放置自転車等に対する措置)

第3条 条例第11条、第12条第2項及び第3項の規定により、自転車を撤去する際、当該自転車等がガードレールその他の工作物にチェーン、ワイヤー錠等（以下「チェーン等」という。）によりつながれている場合において、当該チェーン等を切断しなければ当該自転車等を撤去すること

ができないときは、当該チェーン等を切断して撤去することができる。

- 2 東久留米市は、前項の規定により切断されたチェーン等の補償の責めを負わないものとする。
- 3 条例第12条第1項の指導は、放置禁止区域外の地域又は場所に自転車等を放置してはならない旨を明示した立て看板の設置等により行うものとする。
- 4 条例第12条第2項の撤去する旨の警告は、放置自転車等を撤去する日の3日前までに警告札(第2号様式)の取付けにより行うものとする。
- 5 条例第12条第3項に規定する「市民及び通行者に著しく急迫の危険を及ぼしている箇所」とは、急激に自転車等の放置が著しくなり、市民及び通行者への通行障害が生じ、災害時における緊急活動及び避難行動が極めて困難となる状態が認められる箇所をいう。

(撤去に要した費用の免除)

第3条の2 条例第14条の規定にかかわらず、盗難にあった自転車等については、撤去の前日までに警察署に盗難届を提出しているとき、その他やむを得ない理由があると認められる場合とする。

(撤去した自転車等の保管期間)

第4条 条例第13条第1項の規定により保管した自転車等は、撤去した日の翌日から起算して2箇月間保管するものとする。

(自転車等保管台帳)

第5条 条例第13条第1項の規定により保管した自転車等については、当該自転車等の形状等を自転車等保管台帳(第3号様式)に登載し、整理するものとする。

(返還通知書等)

第6条 条例第13条第2項の通知は、返還通知書(第4号様式)によるものとする。

- 2 条例第13条第2項の告示は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる事項を明示して行う。

自転車等の区分	告示事項
原動機付自転車	1 撤去年月日 2 放置されていた場所 3 標識番号 4 原動機付自転車の色、特徴等 5 保管場所及び返還日時

自転車	1	撤去年月日
	2	放置されていた場所
	3	防犯登録番号
	4	自転車の車体番号
	5	自転車の種別、形式、色、特徴等
	6	保管場所及び返還日時

(自転車等駐車場の位置等)

第7条 市長は、条例第16条第1項の規定による自転車等駐車場について、当該自転車等駐車場の名称、位置、駐車台数及び利用区分等を明示して告示するものとする。

(自転車等駐車場の利用登録等の手続)

第8条 条例第16条第2項の規定により自転車等駐車場の利用登録を受けようとする者は、あらかじめ市長に自転車等駐車場利用登録申請書(第5号様式)を提出しなければならない。ただし、一時利用にあつては、申請書の提出に代えて、使用当日、使用料を納付することにより、一時利用駐車券(第5号様式の2)の交付を受けるものとする。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、自転車等駐車場利用登録・不登録決定通知書(第6号様式)により通知し、登録の決定した者に対しては、登録証(第7号様式)を交付しなければならない。

3 前項の規定により登録証の交付を受けた者は、当該登録証を自転車等の後輪泥よけの見やすい位置(泥よけのない自転車等にあつては、車体の見やすい位置)に貼付しなければならない。

(自転車等駐車場の利用登録資格者)

第9条 条例第16条第3項に規定する自転車等駐車場の利用登録を受けることができる者は、東久留米市に隣接する市若しくは市内に住所を有する者又は市内に勤務先を有する者で、通勤又は通学のため、住居又は勤務先と自転車等駐車場との往復に自転車等を日常的に利用し、かつ、長時間の駐車を必要とするもののうち、次の第1号に該当するものとする。

(1) 鉄道駅と住居、勤務先又は通学先との間の直線距離がおおむね700メートル以上であるもの

2 市長が必要と認めるときは、鉄道駅又はバス停留所ごとの自転車等利用者の実態及び自転車等駐車場の収容台数を勘案して、前項第1号に掲げる距離を変更することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、自転車等駐車場の利用登録を承認することができる。

(自転車等駐車場の一時利用資格者)

第10条 条例第16条第3項に規定する自転車等駐車場の一時利用による承認を受けることができる者とは、前条の規定にかかわらず、自転車等利用者の一時的な駐車に供するため、市長が自転車等駐車場の収容状況等を勘案し、駐車の必要を認めたものとする。

(自転車等駐車場の利用登録等有効期間)

第11条 条例第16条第3項に規定する利用登録及び一時利用の有効期間は、市長が別に定める場合を除き、利用登録は一年間とし、一時利用にあつては一日を単位とする。

(自転車等駐車場の使用料等の減免)

第12条 条例第17条第2項の規定により市長が年間使用料について減額し、又は免除する場合は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）により身体障害者手帳の交付を受けている者又は東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年民児精発第58号。以下「要綱」という。）により愛の手帳の交付を受けている者 免除
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）により生活扶助を受けている者 免除
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校等に通学する者 4割
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めた者 免除又は5割

2 前項の規定により減免を受けようとする者は、自転車等駐車場利用登録申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

3 条例第17条第2項の規定により市長が一時利用による使用料について減額し、又は免除する場合は、次のとおりとする。

- (1) 法により身体障害者手帳の交付を受けている者又は要綱により愛の手帳の交付を受けている者

4 前項の規定により減免を受けようとする者は、一時利用をする際に前項の手帳を提示しなければならない。

(店舗面積の算定)

第13条 条例第23条第2項に規定する店舗面積の算定方法は、次の各号に掲げる用途ごとに当該各号に定めるものの床面積を合計して求めるものとする。

- (1) スーパーマーケット等 売場（飲食店部分を含む。）、売場間の通路、ショーウインド、ショールーム、承り所、部品の加工修理場及びこれらに類するもの
- (2) 銀行等金融機関 銀行室、待合室、ショーウインド及びこれらに類するもの

(3) 遊技場 遊技室、景品交換所及びこれらに類するもの

(自転車等駐車場の規模に係る自転車等一台当たりの面積)

第14条 条例第23条から第26条までの規定により設置される自転車等駐車場の規模は、駐車台数一台につき1平方メートル以上としなければならない。ただし、ラック式等の特殊な装置を用いる自転車等駐車場で市長が駐車場に適すると認めたものについては、この限りでない。

(設置の届出)

第15条 条例第29条の規定により自転車等駐車場の設置又は変更しようとする者は、自転車等駐車場設置(変更)届出書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する届出に際しては、次の各号に掲げる図面を添付しなければならない。

(1) 案内図

(2) 配置図

(3) 各階平面図

(4) 自転車等駐車場平面図

(5) 自転車等駐車場構造図(特殊な装置を用いる自転車等駐車場に限る。)

3 施設又は自転車等駐車場の所有者又は管理者は、自転車等駐車場の設置を完了したときは、自転車等駐車場設置完了届出書(第9号様式)を市長に提出しなければならない。

(身分証明書)

第16条 条例第32条第3項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(第10号様式)によるものとする。

(措置命令書)

第17条 条例第33条に規定する措置命令は、措置命令書(第11号様式)によるものとする。

(公表)

第18条 条例第34条に規定する公表は、東久留米市役所前掲示場への掲示のほか、東久留米市広報への掲載、その他適宜の方法により行うものとする。

(審議会の運営)

第19条 条例第36条第1項に規定する審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

(1) 自転車等の放置防止のための総合的な対策に関すること。

(2) 自転車等の放置禁止区域の指定、変更及び解除に関すること。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

自転車等利用者代表 2名

警察署 1名

消防署 1名

鉄道事業者 1名

道路管理者（市） 1名

学識経験者 1名

- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 審議会は、委員の互選により会長、副会長各1名を置く。
 - (1) 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
 - (2) 会長は、審議会を招集し、議長となる。
 - (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 5 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 6 審議会の庶務は、都市建設部において処理する。

(委任)

第20条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、第4条から第6条まで及び第13条から第18条までの規定は、昭和63年10月1日から施行する。

付 則（平成4年9月9日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

付 則（平成4年9月22日規則第22号）

この規則は、平成4年10月1日から施行する。

付 則（平成5年12月28日規則第29号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第12条第1項第3号の規定は、平成6年度分の登録から適用し、平成5年度分の登録については、なお従前の例による。

付 則（平成6年12月27日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成8年3月28日規則第13号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

付 則（平成15年5月6日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成17年8月3日規則第28号）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年5月15日から施行する。

（東久留米市役所出張所処務規則の廃止）

2 東久留米市役所出張所処務規則（昭和46年東久留米市規則第24号）は、廃止する。

（東久留米市組織規則の一部改正）

3 東久留米市組織規則（平成8年東久留米市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「ひばりが丘出張所」を「ひばりが丘連絡所」に、「上の原出張所」を「上の原連絡所」に、「滝山出張所」を「滝山連絡所」に改め、同条第3項中「出張所」を「連絡所」に改める。

別表市民部の部市民課の款住民記録係の項第17号中「出張所」を「連絡所」に改める。

（東久留米市庁内管理規則の一部改正）

4 東久留米市庁内管理規則（平成8年東久留米市規則第46号）の一部を次のように改正する。

別表中「出張所」を「連絡所」に、「市民部市民課出張所長」を「市民部市民課長」に改める。

（東久留米市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部改正）

5 東久留米市自転車等の放置防止に関する条例施行規則（昭和63年東久留米市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第18条中「及び各出張所前掲示場」を削る。

付 則（平成24年3月30日規則第17号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

様式（省略）